

令和 8 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 2 号

令和 8 年 6 月 2 日（火曜日）

議事日程 第 2 号

令和 8 年 6 月 2 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	川 端 悟 君	2 番	峯 岸 敬 一 君
3 番	笛 木 美登利 君	4 番	嶋 田 由紀子 君
5 番	井 上 景 子 君	6 番	松 本 幸 喜 君
7 番	羽 鳥 光 博 君	8 番	堀 越 真由子 君
9 番	備前島 久仁子 君	10 番	高 橋 茂 樹 君
11 番	浅 見 武 志 君	12 番	月 田 均 君
13 番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	丸 山 智 志 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	畑 中 哲 哉 君
住 民 課 長	齋 藤 博 君	環境安全課長	齋 藤 智 彦 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	加賀美 博 隆 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	金 子 英 明 君

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 聡 子	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	爲 谷 麻 友		

○開 議

午前 9 時開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 一般質問

◇議長（新井賢次君） 日程第 1、一般質問を行います。

今定例会には、10 名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

令和 8 年玉村町議会第 2 回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 9 月 23 日「手話の日」のライトアップについて 2. 町内公共施設のトイレ環境の改善について 3. クビアカツヤカミキリ被害による桜伐採後の安全対策及び管理状況について 4. たまむら地域商品券の配付について	笛 木 美登利
2	1. クールシェアスポットの確保について 2. 手話通訳について 3. 高齢者における筋力トレーニングについて	嶋 田 由紀子
3	1. 移住定住促進への取組について 2. 通学路の旗振りについて	井 上 景 子
4	1. 空き家対策について 2. 町営住宅について	松 本 幸 喜
5	1. 町における水道・下水道行政について 2. マンホールの蓋のデザイン化について 3. 白線・横断歩道・スクールゾーンの安全対策について 4. 町における御神木・老木の把握について	峯 岸 敬 一
6	1. 生活する上でのトラブル解消について 2. 交通弱者の安全確保について	川 端 悟

順序	質 問 事 項	質 問 者
7	1. 祇園祭の継承及び安全対策に関する支援の在り方について 2. 保育料負担の在り方と子育て支援施策について	堀 越 真由子
8	1. シルバー人材センターの活性化について 2. ごみステーションの問題及び対策について 3. 道路の縁石の改善について	月 田 均
9	1. 水道料金・下水道使用料改定について 2. 電動アシスト自転車購入費補助金支給制度の創設について 3. お昼のサイレンの復活について	羽 鳥 光 博
10	1. 住民サービスを低下させないための役場庁舎増築基本計画について 2. 女性の管理職登用が進まない原因と、未来へ向けた町の取組は	備前島 久仁子

◇議長（新井賢次君） 初めに、3番笛木美登利議員の発言を許します。

〔3番 笛木美登利君登壇〕

◇3番（笛木美登利君） おはようございます。議席番号3番笛木美登利です。よろしくお願いいたします。傍聴席の皆様、朝早くからありがとうございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目、9月23日、手話の日のライトアップについて。令和7年6月に手話を言語として位置づけ、その習得、使用、文化継承を促進するための法律、手話施策推進法が施行され、手話言語国際デーであった9月23日が手話の日として定められました。玉村町においても、本年4月より手話言語条例が施行され、手話言語への理解と広がりをもって地域で支え合い、手話言語を使って安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しております。これを踏まえ、町としての普及啓発の取組について伺います。

1、手話への関心を高めるため、9月23日の手話の日にブルーライトアップを実施する考えはありますか。

2、町民が手話に触れる機会を増やすため、広報紙等に手話紹介のコーナーを設けることはできないでしょうか。

2つ目、町内公共施設のトイレ環境の改善について。今年度文化センターでは、つり物設備の老朽化に伴う大規模改修が予定されております。文化センターは、多様なイベントが開催され、今後さら

に活用機会の増加が見込まれる施設ですが、利用者から、トイレが和式で使いにくいとのお声が寄せられています。高齢化が進む中で、和式トイレは足腰への負担も大きく、また若い世代の中には、和式トイレが使用できない人も少なくありません。文化センターに限らず、公園などの町内の公共施設においても同様の課題が見られることから、トイレ環境の改善状況と今後の方針について伺います。

1、文化センターのトイレは、和式と洋式がちょうど半数ずつですが、利用者の利便性向上の観点から洋式化を進めるお考えはありますか。

2、北部公園は、サッカー場南側のトイレが和式2基、洋式1基であり、管理棟は女子トイレ3基のうち1基が故障しております。修理の予定はどうなっているのでしょうか。

3、公園トイレの清掃体制はどうなっているか、頻度や委託状況などを伺います。

4、これらの施設の洋式トイレを増やす計画はありますか。また、故障しているトイレの修理の計画はどのように進めているのでしょうか。

3つ目、クビアカツヤカミキリ被害による桜伐採後の安全対策及び管理状況について。クビアカツヤカミキリによる桜の被害が問題になり、町内でも被害を受けた桜の伐採が実施されました。私の住む上之手地区の桜並木でも、被害の大きい桜が伐採され、地域住民から伐採後に残された切り株や周辺の雑草が危険に感じるとの声が寄せられています。伐採後の安全確保や再発防止、今後の管理方針について伺います。

4つ目、たまむら地域商品券の配付について。物価高騰対策として、町内で利用できる商品券が一人につき1万円配付されました。昨日6月1日からの利用に向け、5月中に配付をしていただきました。

①、現在の配付状況、配付率や受取率はどの程度でしょうか。

②、施設入所中の方、長期入院中の方、既に空き家となっている住所に住民票が残っている方など、通常の方法では受け取りが難しいケースについて、町としてどのような対応を行っているのか伺います。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、笛木美登利議員のご質問にお答えします。

まず初めに、9月23日、手話の日ライトアップについてお答えします。まず1点目の9月23日の手話の日にブルーライトアップを実施する考えはあるかについてですが、昨年、役場庁舎のライトアップ実施に向けた検討をした結果、役場の壁面に凹凸があることや、庁舎南面に木が覆っていることなどから、工事費に見合った効果的なライトアップの実施が難しいことが分かりました。役場庁舎での実施は難しいものの、手話への関心を高め、手話言語条例への理解を進めるため、ブルーライトアップを簡易的な方法であっても実施できないか、継続して検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、2点目の手話に触れる機会を増やすため、広報紙等に手話紹介コーナーを設けることはでき

ないかについてですが、令和８年度の広報紙掲載内容は、年間でコーナーが決まっています。また、手話通訳者の資格を持つ町職員がおらず、掲載する写真やイラストを監修することができないため、広報等で紹介することは難しいと考えております。群馬県では、いつでもどこでもどなたでも、より簡単に手話を学べるよう、ユーチューブ及びティックトック「#SHUWANOWA」で手話に関する動画を発信しています。そこで、こういったコンテンツを活用しつつ、また手話に関するパンフレットを配布するなど、手話に触れる機会を増やしていき、普及啓発をさらに進めていきたいと考えています。

次に、町内公共施設のトイレ環境の改善についてお答えします。まず、１点目の文化センターのトイレの関係は、教育長からお答えいたします。

次に、２点目の北部公園管理棟の故障している女子トイレ１基の修理予定についてですが、経年劣化により排水管の勾配が緩くなっていることが確認されており、現在指定管理者と修理方法について協議を行っている状況ですので、協議が終了次第、修理を行う予定となっております。

次に、３点目の公園トイレの清掃頻度や委託の状況についてですが、清掃業務につきましては、企業組合群馬中高年雇用福祉事業団と委託契約を締結しております。清掃箇所は、ふるハートパーク、玉村渋川自転車道斎田休憩所、玉村八幡宮公衆トイレ、下新田公園、角刈公園及び交通広場の計６か所となっており、清掃頻度は場所により清掃回数が異なりますが、角刈公園につきましては、公園整備時の区との取決めにより、町が月１回、区が月１回実施しており、ふるハートパーク、玉村八幡宮公衆トイレ、下新田公園及び交通広場につきましては週に３回、玉村渋川自転車道斎田休憩所につきましては、週に５回実施しています。なお、下新田公園につきましては、ふるさとまつり期間中と、玉村八幡宮公衆トイレにつきましては、ふるさとまつり期間と年末年始期間中にも利用頻度が高くなるため、清掃を実施しております。

最後に、４点目の洋式トイレを増やす計画はあるか、また故障しているトイレの修理計画をどのように進めていくかについてですが、基本的には利便性向上の観点からトイレの洋式化を推進していきたいと考えており、ここ数年では、学校関係を中心にトイレの洋式化を進めているところですが、洋式化を行うには便器の交換のみでは済まず、扉や電気設備等の改修工事が必要な箇所もあり、費用もかかることから、予算等を考慮しながら計画的に進めていきたいと考えております。

また、故障しているトイレの修理につきましては、速やかに行っていきたいと考えています。

次に、クビアカツヤカミキリ被害による桜伐採後の安全対策及び管理状況についてお答えします。まず、上之手地区の桜並木の状況についてですが、最初に桜が植えられてからおよそ４０年が経過し、老木化が進行しており、クビアカツヤカミキリの被害に加え、近年の夏場の高温の影響と思われる樹勢の衰えが見られ、今後も立ち枯れ等に伴う伐採が増えるの見込んでいます。

伐採後の方針につきましては、新たな植栽を行うことはせず、歩行者の安全確保のため植樹ますの撤去を検討しているところであり、その際には、まず周囲の劣化している歩道のアスファルト修繕も

併せて行う必要があると考えております。しかしながら、対象箇所が多く多額の費用がかかることから、狭い箇所や交差点付近など、優先順位を決め数年をかけて修繕を行っていきたいと考えております。それまでの間は、植樹ます内に切り株が残った状態となりますが、雑草が繁茂しないよう管理してまいりたいと考えています。

次に、たまむら地域商品券の配付についてお答えします。初めに、現在の配付状況についてお答えします。商品券につきましては、令和8年3月31日時点で、本町に住民登録がある人を対象に、5月から各世帯主宛てに日本郵便のゆうパックにて配送しております。配付対象者は3万5,210人、配送世帯数は1万6,565世帯で、5月1日から5月10日までに1回目の配送を行い、さらに5月11日から24日までに2回目の配送を行ったところ、5月25日時点での配付数は3万3,516冊で、受取率は約95%となっています。配送業務は既に終了しておりますが、受け取れなかった世帯に対しましては、不在通知を投函しておりますので、今後は不在者通知から受取方法の選択がなされた後、商品券の到達がさらに進んでいくものと考えます。

次に、通常受取方法では、受け取りが難しいケースの対応についてお答えします。商品券は金券ですので、対面での受渡しを原則としているため、世帯者が不在の場合は受渡しができません。一時的な不在の場合は、不在通知にて以後の対応の選択が可能となりますが、施設入所中の方や長期入院中など、通常の方法では受け取りが難しいケースも様々ございます。例えば、施設入所中で住民票を施設に置いている場合、本人による受け取りが困難なケースもあるため、事前に郵便局と調整の上、本人の受け取りが困難であることと入所の事実が確認できれば、施設関係者の署名による受渡しも可能としています。

また、住民票を自宅に置いたまま長期入院している場合などで、宛所不明により商品券が戻ってきた場合については、勤労者センターで保管している旨を後日改めて通知し、有効期限内に受け取りに来ていただくよう対応を促しています。さらに、転出などにより空き家となっている住宅で、郵便物の転送手続きがされていない場合、配送時の状況によっては、宛所不明扱いで返戻となる場合があります。そのような場合は、町で一定期間保管することになります。商品券の配付に当たりましては、各世帯の諸事情等により配送時に受け取れない等、様々な状況がございますが、その状況に合わせ、できる限り皆さんのお手元に届くよう引き続き対応してまいります。

◇議長（新井賢次君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） おはようございます。笛木美登利議員の町内公共施設のトイレ環境の改善についてのご質問にお答えします。

公共施設におけるトイレ環境の改善は、子供から高齢者まで、誰もが快適に施設を利用するために重要な課題であり、利便性やバリアフリーの観点からも適切に対応していく必要があるものと認識しております。玉村町文化センターでは、平成29年に和式トイレの洋式化工事を実施いたしました。

しかしながら、その際、トイレ床下の構造上の問題や電源容量の問題により改修を実施できなかった箇所があり、議員ご指摘のとおり、現在も一部に和式トイレが残っている状況です。

今年度、玉村町文化センターでは、大ホール舞台つり物機構設備の大規模改修工事を予定しておりますが、この工事は、経年劣化が著しく安全性の低下が懸念される舞台装置について、安全性の回復を図ることを目的に実施するものです。開館から32年が経過し、施設全体に老朽化が見られることから、今後につきましても、まずは施設の安全面の確保を優先して改修工事を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、高齢者への配慮や和式トイレに不慣れな若い世代の利便性向上を図る観点からも、トイレの洋式化は必要であると認識しております。今後につきましては、施設全体の大規模改修の機会なども捉えながら、計画的にトイレ環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） ありがとうございます。

手話言語条例のブルーライトアップのことなのですが、まず先日の町長座談会の際に町長が手話でご挨拶をされたのを見て、私も今日一生懸命勉強、練習して手話でご挨拶をさせていただきました。やはり、手話に触れる機会というのはとても大事だと思います。町民が手話を言語として理解し、町民憲章にあるあたたかい愛情と協力によって幸せな町をつくりましょうという町の条例の目指すものだと思います。手話言語条例の中には、町の責務、町民の役割、事業者の役割、学校教育の手話理解促進や普及促進が示され、また災害時における聾者への情報発信、意思疎通の支援、さらにはその推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとあります。

先ほど町長にご答弁いただいたように、やはり何につけてもお金はかかることです。先ほどお話があったように壁面の凹凸ですとか、木があつて工事費に見合ったライトアップが難しいということでしたが、昨年から手話の日が大々的にクローズアップされるように、デフリンピックもあったからだと思うのですが、それで私自身もそこでいろんなことを勉強したのもあるのですが、周りの市町村を見ると、例えば市役所の庁舎でしたりとか、前橋市だったら臨江閣だったり、高崎市の白衣大観音だったり、あまりにも大規模なライトアップがクローズアップされているところはあるのですが、そもそもブルーライトをライトアップするというブルーライトの意義ですとか、ブルーライトの意義は、やはりシンボルカラーは青だそうなのです。あと世界平和を表すシンボルカラーでもあるということで、ブルーライトなのだそうです。

大々的なものばかりクローズアップされると、庁舎をやらなければいけないとかと思いがちなのですが、先ほど町長がおっしゃっていただいた、もっと簡易的なものでもということでしたが、昨年11月に重田家住宅で灯と文化の宵のイベントが開催されました。そこでもすごくきれいなライトア

ップがされていたので、そういったものを変えるとか、そういう今あるものを利用してライトアップをするということも可能ではないかと思います。

全体というよりは、何かそこにイベントをくっつけていただくとかということで、手話の日なので、玉村町も手話に力を入れているのだよということを町の皆さんに知っていただきたいというのが現実の思いで、今回この質問をさせていただきました。実際手話を見たことのない人がたくさんいると思うのです。先ほど、町長がこの間座談会でやっていただいたと、ああいう機会はすごくいいと思いますが、今後も町長はそういうお考えとかはございますか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 手話言語条例という仏つくって魂入れずというような状況がないように、現実職員で手話を結構できる人が何人かいますので、聞いてみるとやはり必要な人がいて、今大事なのは、共生社会とかいろいろ言っているけれども、ハンディキャップがある人とつながること、そして支え合いの地域なのだとということで大事な力だと思います。やってみると、頭を下げるとき、指でこんにちわって頭を下げる、それがこんにちわのことだそうですから、そういった意味で一つ一つ分析というか、手話の手の動きを見ると意味があるので、それがちょっと面白いなという感じもあるし、そのことによってハンディキャップのある人とつながって、それで思いをお互いが共有できるというのは、やはりそれは大切なことだと思います。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） あと、もう一つ皆さんに知っていただくというところでは、広報紙等ということで、それは以前藤岡市の広報紙ですとか、伊勢崎市の広報誌などにも載っているのですが、2コマぐらいで手話をされている画像というか写真が載っているのを見たので、そうすると私は必ず見ると一緒にやってみたりしていたものですから、こういうのだって、見たことがない人ってたくさんいらっしゃると思います。先ほどのご答弁で、年間でコーナーが決まっているとのことでしたので、どこかにこじ開けることはちょっと難しいのか分らないのですが、今後、そういったことを企画する機会には、ぜひ取り入れていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次にトイレの話に移らせていただきます。先ほどもお話ししましたが、やはり高齢化になってきていて、私も実際、文化センターを見てみたときに、半分为和式だったので、例えばですけども、成人祝賀式典のときの着物の皆さんとか、あと女性のワンピースだったり、長いスカートだったりというときにも汚れそうとかというお声もたくさんありますし、何よりも足腰が大変になってきているというのも現実です。子供たちの中には、和式トイレは怖くてできないとか、使ったことがないという子もいるので、今洋式トイレを標準化するという動きが、一般家庭でもほとんどそうになってきているお宅が多いということもありますし、衛生面や、また清掃のしやすさですとか臭気の問題と

か感染症とか、様々あり、洋式化が進められております。

先ほど町長や教育長にご答弁いただいたように、やっていただくという方向で考えていただいているのは分かっているのですけれども、いかんせんやはりお金の問題だとは思うのです。今後、恐らくいろんな、職員の皆さんも調べてくださっていると思うのですけれども、簡易的に和式を洋式にする施設があるとか、そういったことも踏まえて、ぜひとも次年度とか今後の予算編成のときに取り入れていただいて、つり物の安全は確かに危険が一番困ることですので、危険と不便どっちといたら、危険が優先的に排除されるべきだと思いますが、でも今後文化センターとか、そういった公共施設は防災拠点にもなってくるところですので、そういう意味でもぜひお願いをしたいと思います。

北部公園のトイレも、上陽小学校の子供たちとか、あとまた休みの日になると、すごく家族連れですとかにぎわっていますし、また最近はイベントも多く開催されているので、本当ににぎやかなところなので、やはり和式トイレを早めに洋式化していただけると本当にありがたいと思います。子供たちが和式ではなくて洋式のほうに連なって並んでいて、和式は空いているのに、そっちに並ばないと。見ている方が、かわいそうだと、早く洋式にしてくれというようなお声も聞いたことがございます。ぜひともお願いをしたいと思いますので、町長がお話しされたように全ての公共施設がだんだん年数がたってきておりますので、いろんなところの修繕にお金がかかっていることは、私も勉強させていただいて重々承知はしておりますが、でもやはり暮らしやすいまちを目指すためには、トイレの洋式化を強く希望しますので、よろしくお願いいたします。

では、クビアカツヤカミキリについて、そのままお話しさせていただきます。クビアカツヤカミキリで桜の木が伐採をされたのが、全部の本数とかは掌握はしていないのですけれども、私が一番目につくのが、やはり地元の桜並木で、あそこの切り株がそのままになっているのですけれども、歩道が自転車通行可の歩道になっております。そうすると、あそこを中学生や高校生が自転車で通行して、桜の木がある段階からぼこぼこして危険だなと思っていて、また、ちょっと暗いのです。その辺の早めの改善など、どうか対処していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

上之手地区の桜並木につきましては、現在203本ほど木がございます。最近クビアカツヤカミキリの被害に加えまして、町長の答弁にもございましたように40年ほど経過しておりまして、大分夏の高温等によりまして老木化が進行しております。

昨年度そういったクビアカツヤカミキリの被害とか、老木化しているものにつきまして、57本ほど伐採をしました。そこにつきまして切り株が残ってしまっている状況なのですけれども、切り株を昨年度1か所撤去しましたときに、単純に切り株の抜根するとか、そういったものでは済まずに、舗装を取り壊して切断して運搬して処分して、また植樹ますを撤去して運搬して処分して、そのほかも

ともと植樹ますの中は土ですので、そういったところについて舗装が下がらないように碎石を入れたりとかして、最終的にアスファルトをするといったことで、昨年度1か所、交差点の近くが危険のおそれがあるということでやりましたところ、大体70万円ほどかかりました。そういったこともございますので、全部をまとめてやるというのはなかなか難しいものですから、交差点とか狭い箇所、そういったところについて優先順位を決めて数年をかけて順番にやっていきたいと思います。

やはり、交差点などについては、入りづらいという危険な箇所はあるのですが、今まで木があったところにつきましては、直線上にありますので、そういったところよりも、まずは交差点などを優先的に行っていければと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） ありがとうございます。

ちょうど今朝の上毛新聞に、クビアカツヤカミキリがこれから6月から8月にかけて成虫になって、また増えていくみたいな記事が載っていて、切り株のところというのはもう大丈夫なのでしょうか。今後、そこからまた増えるとかということはないのですか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えします。

可能性としてはあるかもしれませんが、通常生きている木のほうに行くような形になっていると思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） そこから増えないのであれば、それはよかったと思うのですが、やはり通ってみたときに暗いので、将来的には今都市建設課長がお答えいただいたようにきれいにしていただく、平らにするとか、今後舗装をするとかという工事が必要になってくるかもしれないのですが、全部をやっていただくには年数がかなりかかると思います。それまでの間に自転車や、また夜暗くなったときにお散歩をされている方もいらっしゃると思います。皆さんライトを持っていられるので、でもそういった、ここ何かぼこぼこしているよというのが分かるように、例えば反射板ぐらいとか何か、この間見たところでは、木の切り株のところをくり抜いてお花が植わっているところを見かけたのですが、何かそういった工夫するようなことができるのかなと思います。そういったことも今後検討していただけるということはあるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

夜間になってしまうとライトがないものですから、つまり可能性はあるのですが、切り株のところはもともと木があったところなので、入って行かないとは思いますが、根っこが舗装のほうに行っちゃってちょっと盛り上がっている箇所があることは認識しております。ただ、街灯をつけるにしてもお金がかかりますし、そういうことであれば、特にひどいところ、歩いていてここは本当にすぐ直したほうがいいのか、そういったところについて優先順位を決めてやっていくのが、一番よろしいのかなと考えているところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3 番 笛木美登利議員。

〔3 番 笛木美登利君発言〕

◇3 番（笛木美登利君） 見ていただいているのは承知の上なのですが、ぜひ危険だなと思うところを、事故が起きてからでは遅いと思いますので、対応をよろしくお願いしたいと思います。

あと、商品券のことをお話させていただきます。昨日 6 月 1 日からの利用に向け、私も昨日スーパーに買物に行きましたら、「これ使えますか」と言って早速使っていらっしゃる方がいましたし、ご担当の皆さんや郵便局の皆さんのご尽力で、約 95% がもう皆さんのお手元に行っているということでした。

また、昨日勤労者センターに行ったところ、「こんなのが入っていてさ」と言って、「ずっと前に入っていたらしいけど、気づかなかったんだよね」と、「郵便局へ行ったらこっちだって言われた」と言いながら、勤労者センターに商品券を取りに来られた方がいらっしゃいましたので、そうやって役場に問合せたりとか、いろいろ取りに来られる方が残りの数%の方の中にはいらっしゃると思うのですが、あそこだと開いている時間が限られると思うのですけれども、そういった電話対応みたいなものもしていただけるということでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

電話対応につきましては、基本的に就業時間内という形で広報紙、それからホームページ等で、あとチラシも同封させていただきました。チラシにも対応時間を書かせていただいているので、大変恐縮なのですが、基本的に夜間、それから土日はコールセンターでは対応していないような状況になります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3 番 笛木美登利議員。

〔3 番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 先ほどの町長のご答弁の中に、一定期間そういった方たちの分の商品券を保管するとありましたが、一定期間というのはいつになりますか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） 勤労者センターでの商品券の保管期限でございますが、まず郵便局が不在票を入れてから1週間の保管期限というのが決められております。その1週間の保管期限の間に不在票に基づきまして、再配達を選択がなされない場合につきましては、最終的に勤労者センターに返戻されるような状況になっております。その後勤労者センターでの保管につきましては、9月30日の有効期限ぎりぎりまで保管させていただきます。

ただ、その間に不在票が入っていて発見したという方もいらっしゃると思いますので、そういった方に、もう既に保管期限を過ぎているから、今は勤労者センターで保管していますということをお知らせするために、勤労者センターに商品券が返ってきた段階で、勤労者センターで今度は保管をしていますから、都合のいい日に取りに来てくださいという通知を新たにその方宛てに配送する手続きをさせていただきます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 受け取れなかった方たちに、個別に皆さんにそういったお知らせをしていただけるということでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） こちらに返ってきた商品券の宛名の方、全員の方に送付しております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 本当にありがたいことだと思います。ありがとうございます。

商品券については、本当に皆さんが、私の周りの方も届いたよって喜んでいらっしゃいます。ただ、今後またこういうこともあるかもしれないので、配付についてのいろんな改善点ですとか、そういったこと、例えば郵送とか電子商品券化とか、受取窓口を増やすとか、そういった今後の検討課題みたいなものが見えていたら教えていただきたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

玉村町の商品券につきましては、他の自治体のほうではプラットフォームになっている地域通貨へのポイント還元であったりとか、あとはQRコード、コンビニエンスストアのATM、QRコードを読み込ませて、そこで現金を受け取るとか、様々な方法を各自治体で今回の物価高騰対応として選択されているかと思います。

その中で玉村町につきましては、あえてアナログ版といいますか、紙で配付するということを選択させていただいたのですが、これにつきましてもいろいろとデジタル化で何とかできないかとか、あとは現金を何とか受け取れないかというところでいろいろと模索したのですが、やはりほかの自治体の事例を見てみますと、ATMですと、集中して結果的にシステムがダウンしたであったりとか、あとは地域通貨につきましては、ほかの町外、市外の方々がポイントを受け取るとか、そういったデジタルならではの不具合も生じている状況でございます。

さらに、やはり皆さん、ここ最近詐欺メールなどが来ていると思いますので、デジタル通貨などですと、そういった詐欺にもつながることもございます。逆にアナログにすると、そういった詐欺行為もかなり防止することができますので、かえって今回につきましては、こういったアナログの紙の商品券を出したことによって、若い方、それから高齢の方、皆さんが迷いなく簡単に使えるかなというところで、逆によかったかなと感じております。

あと、反省点としますと、今のところ、今回につきましても受取率が現在約95%なのですが、なかなか所在確認ができないということで、恐らく今回も100%にはならないと思うのですが、今後やるとすれば、もう少し受取率を上げられるような手法がないかというところは、今後またこういった物価高騰対応の策を練る際は、満遍なく100%になるような目標を立てて、何かできないか模索していくことが課題かなと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 私はいただいて使う側のありがたいと思っている身分なのですが、今回送付されてきた中に、利用できる事業者さんとか店舗さんがたくさん記載されておりましたが、そちらに関しての工夫みたいな、今回いろいろと尽力されたところなどはございますか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

今回の利用店登録につきましては、商工会にご尽力いただきまして、利用店舗の募集をしていただきました。商工会としましては、数年前に商品券事業を実施したという経験がございますので、まずは前回取扱店で登録していたお店については、全て通知を出して、基本的に全て参加してくださいと

いうことで通知を出していただいたことで、まずは店舗が多く確保できたかなと思います。その後もこちらの商品券の店舗募集につきましても、8月31日まで随時登録店舗を募集していますということで、なるべく長めの店舗募集期間を設けておりますので、今現在220店舗の登録店舗に参加していただいておりますので、大分多い店舗で利用できるかなと感じております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） 220店舗というのは、前回の商品券のときより多いということですか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） 数年前に実施しました商品券の取扱店舗は210店舗でございましたので、お店の改廃等がありまして増えたり減ったりしているかと思うのですが、前回よりは現段階では220店舗ということで、10件ほど多くなっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 3番 笛木美登利議員。

〔3番 笛木美登利君発言〕

◇3番（笛木美登利君） ありがとうございます。

また、今後このような対策があったときには、ぜひ私たち町民が快適に使えるように、またご尽力いただきたいと思います。

前の質問に戻ってもよろしいでしょうか。すみません、トイレのことで1つ聞き忘れてしまったことがあるのですが、よろしいですか。

◇議長（新井賢次君） もう駄目です。

◇3番（笛木美登利君） 分かりました。

◇議長（新井賢次君） また次の機会にお願いします。

◇3番（笛木美登利君） はい。ありがとうございます。

では、以上で終わりにします。ありがとうございました。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前9時42分休憩

午前10時15分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、4番嶋田由紀子議員の発言を許します。

〔4番 嶋田由紀子君登壇〕

◇4番（嶋田由紀子君） 議席番号4番嶋田由紀子です。議長のお許しが出了したので、一般通告書に従い質問させていただきます。

1番、クールシェアスポットの確保について。今年の夏も例年以上の猛暑が予測されており、熱中症対策は命に関わる重大なリスクとなつてきています。町民の安全を守るためには、予防のための情報提供と安心して避難できる場所の確保が必要です。そこで、次の3点について伺います。

①、クールシェアスポットの周知状況をどのように評価していますか。

②、今年の夏に向けて、より分かりやすく、より多くの町民に届けられるような周知方法を強化する考えはありますか。

③、特に高齢者や子育て世代など、熱中症リスクの高い層に向けた重点的な情報提供を行う予定はありますか。

2番、手話通訳について。玉村町では、障害の有無にかかわらず、全ての町民が安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、福祉施策を進めていると承知しております。その中でも、聴覚に障害のある方々にとって、手話通訳は生活の安全、情報保障に直結する不可欠な支援です。しかしながら、町民の方々からは、必要なときに通訳者が確保できない、もっと利用しやすい体制にしてほしいといった声も寄せられており、現行体制では十分に対応し切れてない場面があると感じています。手話通訳の拡充は、単なる人数配置ではなく、利用のしやすさ、対応範囲、質の向上を含む総合的な体制強化が求められると考えます。そこで、次の4点について伺います。

①、手話通訳者は玉村町に全体で何人いますか。

②、必要なときに役場に来ることができる手話通訳者は何人いますか。

③、手話通訳者が早急に必要になった場合、どのくらいの時間で手配が必要になりますか。

④、手話通訳の普及啓発活動の取組について、現状をどう考えていますか。

3番、高齢者における筋力トレーニングについて。玉村町では、高齢者の健康寿命の延伸や介護予防を目的として、筋力トレーニングを取り入れた健康づくり事業を展開しています。近年、筋力低下は転倒、要介護化の大きな要因とされており、町民の健康を守る上で、継続的な運動支援は極めて重要です。しかし筋力トレーニングを実施するだけでなく、どの程度効果が得られているのか、参加者の筋力や体力がどのように変化しているのかを把握し、今後の展開に反映していくことが不可欠だと考えます。そこで、次の3点について伺います。

①、筋力トレーニングは何か所で実施していますか。また、参加者数とその後の継続率など、進捗状況をどのように把握していますか。

②、筋力トレーニングの参加者の筋力や体力の変化など、どのような効果があるか確認されていますか。

③、効果検証の結果を踏まえ、今後内容の改善や対象者の拡充、フォローアップ体制の強化などを検討していますか。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 嶋田由紀子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、クールシェアスポットの確保についてのご質問にお答えします。まず、1点目のクールシェアスポットの周知をどのように評価しているかについてですが、クールシェアとは、エアコンの使用台数を減らして家族が1つの部屋に集まったり、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけることにより、消費電力や二酸化炭素の排出を削減しようという取組です。ぐんまクールシェア2025として群馬県環境政策課がクールシェアスポットを募集し、玉村町内では4つの商業施設が登録しています。これらは群馬県のホームページに公表されており、各商業施設もそれぞれにPRをしています。

一方、クーリングシェルターは町内に7か所ございます。これは町が指定した施設であり、熱中症特別警戒アラート発表時に開放され、自宅に冷房のない方やお出かけ中の方が危険な暑さから逃れるための休憩場所となります。詳細は町ホームページにて公表しております。

次に、2点目の今年の夏に向けて周知方法を強化する考えはあるかについてですが、これまでも様々な情報発信手段で熱中症予防を呼びかけてまいりました。今年度も5月15日に熱中症対策について情報発信をしたところでございます。今夏も厳しい暑さが予想されますので、メルたまやLINE等でクールシェアスポット等の周知を含め、小まめに熱中症対策を呼びかけていきたいと考えています。

次に、3点目の高齢者や子育て世代への重点的な情報提供を行う予定はあるかについてですが、熱中症リスクが高い方々へ確実に情報を届けることが重要であると考えております。今年度、高齢者に対しては熱中症予防対策として、民生委員によるお元気ですか訪問の際に、温湿度計の配付を予定しております。ほかにふれあいの居場所等での周知啓発や、イベント等でのチラシ配布などにより周知を行ってまいります。子育て世代に対しましては、乳幼児健診で各種子育て相談の機会を活用したり、保育所や幼稚園、学校を通じてのメール等により、保護者に情報が届くよう努めてまいります。今後も熱中症対策強化の観点から、関係機関との連携を図りながら、利用しやすいクールシェアスポットやクーリングシェルターの運営と周知に取り組んでいきたいと考えています。

次に、手話通訳についてお答えします。まず、1点目の手話通訳者が玉村町に何人いるかについてですが、手話通訳者の登録は群馬県で行っており、群馬県の登録者数は107人となっています。しかし、手話通訳者の住所等は公表されていないため、玉村町の手話通訳者数は把握しておりません。

次に、2点目の役場に来ることができる手話通訳者は何人いるかについてですが、町では手話通訳者を一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟に委託し、毎月第1、第2、第4月曜日の午前10時から正

午まで健康福祉課窓口にて1名配置しております。聴覚障害者が役場の各種窓口にご用がある際は、この時間帯にご来庁いただければ、手続がスムーズに進みます。

また、配置日以外の日で通訳が必要な場合や病院受診時等、日常生活の中で通訳が必要な場合は、手話通訳者の派遣を群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに委託し、聴覚障害者の申請により派遣をしております。

3点目の手話通訳者が早急に必要になった場合、どのくらいで手配可能かについてですが、聴覚障害者の申請に基づいて、町から群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザへ依頼していますので、通常約1週間前までに申請をしていただき、利用日に間に合うよう手話通訳者と調整し、本人へ決定の通知をしております。急遽利用したい場合は、状況を鑑みて対応しているところではありますが、希望する日時と場所で手話通訳者を派遣できるかは、そのときの状況によります。なお、平成18年10月よりこの事業を行っておりますが、記録に残っている過去5年間、派遣依頼に対応できなかったケースはありませんでした。

また、警察及び消防本部へ緊急時に派遣できる手話通訳者の名簿が群馬県から直接配付されており、緊急時に直接派遣して対応しております。

次に、4点目の手話通訳の普及啓発活動の取組についてどう考えるかですが、全国的に手話通訳者の高齢化等により、手話通訳者の人数が少なくなりつつあると聞いています。手話通訳者になるには、町で実施する手話奉仕員養成講座入門編及び基礎編、さらに群馬県が実施する手話通訳者養成研修、基本コース、応用コース及び実践コースを修了し、手話通訳者全国統一試験に合格する必要があります。町では、引き続き手話通訳者になるため手話奉仕員養成講座を実施することにより、手話通訳の普及啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者における筋力トレーニングについてお答えします。まず、1点目の筋力トレーニングは何か所で実施しているか、参加者数とその後の継続率などの進捗状況をどのように把握しているかについてですが、筋力トレーニングは各地区の公民館等を会場として、現在36か所で実施されています。参加者数やその後の継続率については、参加者が令和6年度は約370名、令和7年度は約380名となっておりますので、多くの方が継続的に参加されていると考えられます。

次に、2点目の筋力トレーニング参加者の筋力や体力の変化など、どのような効果を確認しているかについてですが、転倒予防、生活習慣病予防、免疫機能の向上、認知症予防等の効果を期待し、筋力トレーニングを高齢者に推奨しており、年1回参加者に対しフレイルチェックのアンケートを実施しております。そのアンケート結果を分析しましたところ、フレイルと判定された人が、令和6年度は12%、令和7年度は8.8%となっており、改善している状況を確認しております。

次に、3点目の今後の内容の改善や対象者の拡充、フォローアップ体制の強化などを検討しているかについてですが、町内3か所の地域包括支援センターが、担当地区の筋力トレーニング会場を訪れ参加者の意見を吸い上げる等により、内容のさらなる充実に取り組んでいます。また、男性の参加者

が少ない傾向にあり、男性が参加しやすい環境づくりが今後の課題となっています。

フォローアップ体制については、フレイルチェックのアンケート結果から、各会場の傾向を捉え、各会場に見合ったフィードバックを実施しております。今後もこのような体制を継続し、フレイル予防の推進に努めてまいります。

◇議長（新井賢次君） 4 番嶋田由紀子議員。

〔4 番 嶋田由紀子君発言〕

◇4 番（嶋田由紀子君） クールシェアスポットについてなのですけれども、群馬県環境政策課が取り組んでいるというぐんまクールシェアなのですけれども、玉村町ではホームページで紹介しているということなのですけれども、町全体にクールシェアの周知がされていると思われるでしょうか、お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

町内のクールシェアスポットとクーリングシェルターがあると、先ほど町長の答弁でお答えしましたけれども、クールシェアスポットについては町のホームページ、県のホームページ、それからそれぞれの商業施設が独自でPRをしているという、町長の答弁の繰り返しになってしまいますが、そのようになっています。

ちなみに、クールシェアスポットについては、道の駅玉村宿、フレッセイ玉村店、とりせん玉村店、マルエ薬局玉村福島店等の営業時間内ということになっておりますが、どこまで周知がされているかということに関しては、我々のほうでもそこまで把握はしておりません。涼みどころとしては利用されているのかなとは思っておりますが、どこまで周知がされているかということに関しては、数字的なもの等もございませんので、特にこちらで把握しているということはないです。

◇議長（新井賢次君） 4 番嶋田由紀子議員。

〔4 番 嶋田由紀子君発言〕

◇4 番（嶋田由紀子君） ホームページとかで紹介しているということなので、スマホをあまり使いこなせない世代にとっては、せっかくのクールシェアの取組が十分に活用されていないように思われます。町民の生命を守る対策として、より積極的な情報発信をしていただきたいと思います。

次に、2 番目なのですけれども、今年度は5月15日に情報発信を行い、玉村町はメルたまやLINEなどで、小まめに呼びかけていきたいということですが、どのくらい小まめに呼びかけていきたいと考えていますでしょうか、お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

近年の夏は災害級の暑さとなっておりますので、前日の天気予報とか朝の気温の状況とかを見て、担当係、保健センターでメールを流す、LINEを流すというようなことを行っております。ですので、今年の夏も同様に、5月15日に今年初めて情報発信をしたのですが、そのときも突然、急に暑さが来たというような状況でしたので、暑さが体に慣れていないこの時期が一番危ないのだというところで、情報発信したところでございます。

また、6月に入りまして、梅雨も明ければ本格的に夏がやってきます。そういったときには、何回とかとは決めてはいません。その状況によって、毎日天気予報などをチェックしながら、小まめに情報発信をして、またクールシェアスポットというのがあるよ、クールシェルターというのがあるよというのも情報発信していきたいと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4番嶋田由紀子議員。

〔4番 嶋田由紀子君発言〕

◇4番（嶋田由紀子君） 今朝の上毛新聞にもクールシェアの記事が掲載されていましたが、先ほど岡田課長もおっしゃったように、今年の夏もこれから暑くなると思われますので、全世代の方が安心して過ごせる環境づくりが大切だと思いますので、小まめに呼びかけていただいて、周知の強化を図っていただきたいと思います。

3番目なのですが、お元気ですか訪問で温湿度計を配付予定ということなのですが、いつ頃から配布していますか。それとも今年が初めてとか、去年からとか、教えてください。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

高齢者への熱中症対策の啓発、呼びかけというのは、毎年行っているのですが、温湿度計を配付しようというのは、今年初めての取組でございます。高齢者は特に温度、気温に鈍くなってきているというところもあるので、客観的に気温と湿度が見れて、そこで認識をしていただく。エアコンを適切に使うですとか、水分補給をするですとか、自分の体感ではなくて、客観的に数字を見て、そういった取組をしていただきたいということで、温湿度計を今年度初めて配付することにしました。そして、お元気ですか訪問ということで、民生委員さんに協力していただいて、今月から配る予定になっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4番嶋田由紀子議員。

〔4番 嶋田由紀子君発言〕

◇4番（嶋田由紀子君） 今年初めての取組ということで、ぜひ高齢者の方に日々の暮らしに役立てていただきたいと思います。今日はそうでもないのですが、本当にここ最近暑くなってきて、

猛暑が常態化する中、熱中症対策は町民の命に関わる重大なリスクとなっております。町民の命を守るためにも、特に暑さの影響を受けやすい方々に向けた情報発信をしていってほしいと思います。

次に、手話通訳について質問させていただきます。群馬県の手話通訳者の登録者が107名ということなのですが、その人数は十分だと思われますでしょうか、どう思われますでしょうか。よろしくをお願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

群馬県内の手話通訳者が107名ということで、県内で通訳者が足りているのか、足りていないのかというのは、私どももそこまでは分かりかねるのですが、参考までに玉村町の実績をご紹介しますと思います。玉村町には聴覚障害者が何人いるかというところをご紹介しますと思うのですが、聴覚で身体障害者手帳が出ている人数がおよそ140人くらいです。その中で実際に言語として手話を使っている人が何人いるかというところは、この手帳の所持者数だけでは分からないのですが、町長の答弁にもありました手話通訳者の設置、健康福祉課に月3回通訳者を配置しているのですが、その実績については、令和5年度1年間で窓口に来られた聴覚障害者の方5件、令和6年度が10件、令和7年度が24件です。それから、手話通訳者の派遣、聴覚障害者の方がどちらかにご用があるときに、一緒に同行してもらう通訳者を派遣するという事業については、令和5年度が実人数で利用者が2人で、件数は延べ件数が4件、令和6年度が実人数で利用者が4人で、延べ件数が18件、令和7年度は実人数で利用者が4人で、16件の利用がありました。この実績からすれば、手話通訳者は玉村町でいえば不足はしていないのかなというような状況かなと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4番嶋田由紀子議員。

〔4番 嶋田由紀子君発言〕

◇4番（嶋田由紀子君） ありがとうございます。

聴覚障害者にとって、手話通訳者は社会とのつながりを保ち、自分らしく生きるための不可欠な存在であります。

次に、2番目なのですが、役場で指定された曜日や時間に1名置いているということですが、常時配置という検討はありませんでしょうか、お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

先ほどもご紹介した実績からすれば、常設はしなくてもいいかなとは思いますが、ただ月曜日の10時から12時というところですので、そこに必ず来られるとも限らないというところはあ

るかと思います。その時間帯はちょっと行けないのだとか、ほかの曜日でもあれば行けるのだけでもとかというのは当然あると思います。

そこで、職員がある程度の手話を使えれば、筆談も、筆談というのは、紙に文章を書いてやり取りするのですが、筆談も含めてできれば、より割とスムーズに手続等を進められるのではないかと考えております。健康福祉課の職員でも手話を勉強している職員がおります。また、今年度から少しずつ職員にも手話を広めていこうと今取り組んでいるところでもありますので、職員が手話を使って窓口対応ができるようになればいいなというところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4 番嶋田由紀子議員。

〔4 番 嶋田由紀子君発言〕

◇4 番（嶋田由紀子君） ありがとうございます。

筆談もスムーズにできるかもしれませんが、常時手話通訳者がいたら、どんなに聴覚障害者にとって心強いかと思います。今後ともご検討いただきたいと思います。

3 番目なのですが、申請をするのに、約 1 週間前までに申請をということなのですが、万が一というか、急遽利用したい場合があったときに、今までそういった申請で何日で手配したことがありましたでしょうか、お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

1 週間前というのは、余裕を持って 1 週間前ということですので、3 日前だから駄目だとか、2 日前だから駄目だということは決してありません。1 週間ぐらい余裕を持ててもらえれば、派遣する群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザも余裕を持って調整ができるというところでありまして、実際に必要な時間の 1 時間前とか 2 時間前とかに、どうしても今日ここに行ってこの手続をしたいので、お願いしたいのだけれどもということで依頼があったケースもあります。町長の答弁にもありましたとおり、今のところ、そこで派遣できなかったというような状況はございません。たまたま運よく 1 時間前でも何とか調整できたとか、2 時間前でも調整できたとかというところなのですが、やはり調整する側としても、少し余裕を持って申請していただきたいというところで、1 週間前ということでご案内はしております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4 番嶋田由紀子議員。

〔4 番 嶋田由紀子君発言〕

◇4 番（嶋田由紀子君） 確かに岡田課長がおっしゃるように、余裕を持って約 1 週間前とか日にちを用意してということであれば、十分間に合うかと思うのですが、突然の出来事だったりトラ

ブルなどでは、情報が入らない恐怖だったりとか取り残される孤独感、自分の状況を正確に伝えられない焦りや不安が入り交じったりして、極度のパニックや精神的ストレスに陥らないようにするためにも、急遽にというか、早めに利用できるような仕組みであったり、あと遠隔手話通訳サービスの検討だったりということをお願いしたいと思います。

次に、4番目なのですが、手話通訳者が高齢化で、先ほど町長が答弁でおっしゃっていたのですが、若手の通訳者の育成とか、そういった確保とか、どのようにされたりとかというのはありますでしょうか、お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

私どもとしましては、まずは手話を広めるということをしていきたいと考えています。そういったところで、手話の啓発というところでは、おとしですか、手話体験講座というのを3回コースで行いました。そして、そこで手話体験講座に参加してくれた方たちが、翌年に行われた、昨年度行われた手話奉仕員養成講座に多く参加していただいたという経緯がございます。また、昨年度からは小学校に協力していただいて、子供たちに手話を体験してもらおうということで、3校で実施しました。今年度も小学校のほうにご協力いただいて、何校かできればいいなと考えております。

それから、手話体験講座というのも今年度はまた、令和9年の1月に今のところ予定はしているのですが、そこでやっていきたいと思っています。そうしたところで興味を持っていただいた方が、手話奉仕員養成講座、町の講座に参加していただいて、これが入門編、基礎編とあるのですが、それぞれ25回とか、そのぐらいの回数の長い講座になっています。今年度は基礎編を行うのですが、6月10日から、来週から始まりますが、25回だったかと思うのですが、冬まで毎週行うような講座を設けておりますので、その中から手話通訳者になりたいと思っていただけたら、さらにその上の群馬県の講座に参加していただいて、試験を受けていただいてというような形になりますので、我々としてはまずは手話を広げるという、聴覚障害の理解を広げるというような取組をしていきたいと考えています。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4番嶋田由紀子議員。

〔4番 嶋田由紀子君発言〕

◇4番（嶋田由紀子君） ありがとうございます。

小学校で3校、手話の体験講座を行ったりとか、町のほうでも手話講座を3回行った参加者が、翌年も手話講座に参加していただいてということで、手話を広めるということで、町として大変取り組んでいただいて、手話の通訳者が広められることを期待しています。それに手話の通訳者を増やすことはもちろん、学生に向けた講座も実施するなどの検討をしていただければと思います。

玉村町は、手話言語条例が制定されました。手話言語を使って安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しましょうということで、玉村町の手話言語条例を引用させていただきました。

次に、筋力トレーニングの質問に行きたいと思います。1番目なのですけれども、継続的に筋力トレーニング会場に参加されている方がいらっしゃるということなのですけれども、令和6年3月に発行されました第9期玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画によりますと、令和5年の時点で前期高齢者、65歳から74歳の方が5,175人、75歳以上である後期高齢者が4,621人ということなのですが、町として筋力トレーニングの参加者数をどのように評価していますか、お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

高齢者筋力トレーニング、それとふれあいの居場所ですとかを含めて、我々通いの場ということでやっております。それぞれ正確な人数というのは把握しておりませんで、今回町長の答弁にあった参加者数は、毎年1回フレイルチェックというアンケート調査を行っているのですが、それに回答していただいた人数ということになっておりますので、もう少し多かったり、とかという状況はあります。いつでも来ていいよ、来なくてもいいよと、毎週来なければ駄目だよとかということではなく、しばらく休んでいても、またいつでも出てきていいよというような開放をしておりますので、正確には把握していないのですが、折に触れてそういう調査をするときの人数でいえば、通いの場、居場所、筋トレ含めて、およそ600から700人ぐらいの参加はあるのかなと思っております。そうすると、玉村町の65歳以上の人口が約1万人ですので、玉村町の高齢者の7%ぐらいが、そういった通いの場に参加している状況なのかなと、ざっくりですが把握しております。ちなみに平均年齢は大体78歳ぐらい、男女比が男性20%、女性80%ぐらいの参加となっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4番嶋田由紀子議員。

〔4番 嶋田由紀子君発言〕

◇4番（嶋田由紀子君） それぞれのライフスタイルがあるかと思いますが、町では健康づくりに欠かせない筋力トレーニングを一人でも多くの方に継続して行ってほしいと思います。

次に、2番目なのですけれども、フレイルチェックのアンケートより、改善が見られたということで、その結果に対して例えば通院回数が少なくなったとか、処方箋が少なくなったとかなどの変化は見られましたでしょうか、お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

町長の答弁にもありましたフレイルについての割合が減ったということですが、これはあくまでもアンケート調査をした結果なので、参考程度ということをお願いしたいと思います。フレイルチェックというので、フレイルというのは筋力低下、認知機能の低下とか閉じ籠もりとかという状況が重なっていたりすると、フレイルというような表現をするのですけれども、そのフレイルチェックをどのようにするかというのが、アンケート項目5つのうちの3つが該当すれば、フレイルの可能性がありまよという、本当にざっくりとした参考程度の調査となっておりますので、実際に医療に受診がどうか、お薬がどうか、そこまでの統計は私どものほうでは取ってはおりません。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4番嶋田由紀子議員。

〔4番 嶋田由紀子君発言〕

◇4番（嶋田由紀子君） ありがとうございます。

継続は力なりということわざもあるように、少しずつ筋力を蓄えていって、病気予防にも介護予防にも、町民の方が確実に元気でいられるようになっていただきたいと思います。

次、3番目なのですけれども、筋力トレーニング介助なのですけれども、地域包括支援センターの方が来てくださるということなのですけれども、どのくらいのペースで訪れていますでしょうか、お願いします。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

それぞれの包括支援センターは、特に月1回訪問するとかと決めて動いていないと思います。どのくらいのペースで行っているかというのも、すみません、今の時点で把握しかねるのですけれども、そんなに間を置かず顔を出して参加者の人たちの様子を見たりとか、こんなことがしたいよという声を聞いたりとか、実際に時々は少しいつもと違うことをしようということで、何かアクティビティを用意して訪問をしたりとか、その辺は各地域包括支援センターの職員が工夫を凝らして行っているところです。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 4番嶋田由紀子議員。

〔4番 嶋田由紀子君発言〕

◇4番（嶋田由紀子君） ありがとうございます。

少しでも多く訪問していただければ、介護予防と健康づくりが促進されることかと思います。高齢者の筋力トレーニングは、単に筋力をつけるだけでなく、転倒予防や寝たきりのリスクの軽減、健康寿命の延伸に直接つながります。年齢に関係なく継続することで、筋肉量を増やすことができ、身体機能の維持向上には不可欠だと思っています。玉村町のあらゆる世代の人々が元気に年を重ねられるよ

う取り組んでいってほしいと思います。

以上で質問は終わります。

◇議長（新井賢次君） 休憩いたします。11時30分に再開いたします。

午前11時休憩

午前11時30分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 次に、5番井上景子議員の発言を許します。

〔5番 井上景子君登壇〕

◇5番（井上景子君） 議席番号5番井上景子です。議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、移住定住促進への取組について。移住定住ホームページを開設して6か月が経過しました。人口減少が進む中、移住促進策は町を維持するための重要政策であり、現状の取組がどの程度成果を上げているか検証し、必要な強化策を講じることが不可欠です。そこで、以下の点について伺います。

1、ホームページ開設から現在までの訪問者数、問合せ件数、移住者数はどの程度でしょうか。現状の成果をどのように評価しているか伺います。

2、移住希望者にとって、住まいの確保は最も重要な要素です。ホームページ上での民間不動産情報の掲載や連携強化を進める考えはないのでしょうか。

3、町内の空き家、空き地の利活用は移住促進に直結します。ホームページ上で空き家バンクの情報発信を強化するお考えはありますか。

4、町営住宅の状況を精査し、空いた土地や建物を移住希望者向けの住宅や拠点として活用、発信する考えはないのでしょうか。

5、玉村町出身のUターン移住を希望する子育て世帯に対し、補助金等の支援制度を創設する考えはないのでしょうか。

6、移住者の増加には情報提供だけでなく、相談対応や案内を行う移住コンシェルジュや空き家仲介役のような人材の配置が効果的と考えます。導入や拡充の検討状況を伺います。

2番、通学路の旗振りについて。通学路の安全確保のため、朝の旗振り活動は各小学校保護者が順番で行っています。また、地域の交通指導員の方々にも、町から依頼された日に旗振りに参加していただいています。しかし、少子化の進行により保護者数が減少し、1世帯当たりの担当回数は年々増加しています。子供たちの通学路の安全確保は保護者の責務であり、順番で担当すること自体は自然なことでありますが、負担が大きくなっているのも事実です。そこで、以下の点について伺います。

1、登校時の旗振りに参加していただいている交通指導員の方々は、町に何人いて、年間どの程度の日数で旗振り活動を依頼しているのでしょうか。

2、下校時の地域の見守りボランティアの方への依頼は、どのような経路で参加をお願いしているのでしょうか。依頼方法や募集の仕組みについて伺います。

3、通学路の登校時の旗振りについて、今までの保護者主体に加えて、地域ボランティアの協力を募り、地域全体で見守っていく体制を整えることは可能でしょうか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 井上景子議員のご質問にお答えします。

初めに、移住定住促進への取組についてお答えします。1点目の、ホームページ開設から現在までの訪問者数、問合せ件数、移住者数はどの程度か、現状の成果をどのように評価しているのかについてお答えします。玉村町に東京からUターンで着任した地域おこし協力隊の水島隊員が、着任早々移住定住促進のための支援サイトを立ち上げていただいたのはご案内のとおりです。この支援サイトは、もちろん玉村町のホームページにリンクしており、令和7年12月からの開設以来、累計で1,100人規模のユーザー流入があり、訪問回数は1,600回となっております。また、実際の問合せ件数や相談件数は合わせて50件程度となっております。サイトの再訪者も100人以上確認されており、一度閲覧して終わりではなく、継続的に情報収集を行っているユーザーが一定数存在している状況です。加えて、令和8年4月23日よりSNSでの情報発信も開始しました。開始から約1か月で累計閲覧数は約26万回、インタラクション数は約3,500件、フォロワーの増加数は約200件となっております。

さらに、コメントのやり取りも500件以上に上ります。「玉村町に引っ越しして、週末の過ごし方が変わった」、「群馬県に移住してから映画館に行く回数が増えた」など、移住後の生活実感を具体的に伝える投稿への反応が大きく、制度紹介だけでなく、「たまむら暮らしのイメージ」を伝える内容に関心が集まる傾向が見られております。

一方で現時点では、これらの情報発信が直接的に移住者数や定住者数の増加につながったとまではっきりとは言えませんが、閲覧状況や問合せ件数などを踏まえますと、一定の役割を果たしているものと考えております。

群馬県は、移住希望地ランキングが2年連続1位となっておりますが、実際の移住につながる件数は、目をみはるほど多いとは言えず、これは群馬県や玉村町にのみならず、全国の移住定住促進に向けた取組の課題でもあります。移住検討者は、一定期間にわたる情報収集や比較検討を伴う傾向があるため、まずは玉村町を知ってもらい、継続的に情報へ接触してもらうことが重要であると考えております。今後もウェブサイトとSNSを連動させながら、玉村町での暮らしを具体的にイメージできる情報発信を継続的に行い、認知拡大から玉村町への移住の検討、移住相談へとつながる導線形成を

進めてまいります。

次に、2点目のホームページ上での民間不動産情報の掲載や連携強化についてのご質問についてお答えします。地域おこし協力隊による移住定住ホームページのサイトには、民間不動産情報の掲載はございますが、玉村町のホームページ上に直接リンクを貼るのは慎重に行う必要があると考えております。バナー広告を有料で掲載していただいている企業様もおりますし、リンクさせるべきホームページを持っている不動産業者ばかりではありませんので、玉村町と空き家バンクの媒介業務を提携している事業者等と連携しながら、今後どのような情報発信が移住検討者の方々に響くのか、考えていければと思っております。

確かに東京での相談対応等では、地方での住まいの情報がネットでなかなか見つけられないという声を聞くことがあります。その際には、玉村町は東京から日帰りができるロケーションでありますので、お越しになっていただければ、ぜひご案内させていただきますと、担当者から答えております。実際来訪された移住検討者の方を地域おこし協力隊員や担当職員が、車で町内を案内しておりますし、また地域おこし協力隊の活動の中で、宿泊施設のない玉村町に移住体験施設を整備しましたので、宿泊しての住まい探しも可能となっております。

次に、3点目のホームページ上での空き家バンクの情報発信強化についてですが、空き家バンクも登録が進んできましたので、都市建設課と連携しながら、移住定住支援サイトの内容をより充実していきたいと考えています。

次に、4点目の町営住宅の状況を精査し、空いた土地や建物を移住希望者向けの住宅や拠点として活用、発信する考えはないのかについてですが、町営住宅は公営住宅法に基づき、国の補助を受けて整備し、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした住宅であるため、現状町営住宅の空き室を移住定住の受皿の用途として利活用することはしておりません。

また、現在入居募集を停止し、入居者の退去後、順次取壊しを行うこととしている福島団地と与六団地につきましては、平成29年度に改定された現行の玉村町公営住宅等長寿命化計画において、将来的な団地再編の受皿として建て替えを行う計画としておりますが、少子高齢化、人口減少社会が進む状況の中、新規建設のニーズや他の活用方法などについて、令和9年度に改定予定の長寿命化計画の中で、玉村町公共施設等総合管理計画や群馬県住生活基本計画、第6次玉村町総合計画等の関連計画との整合性を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の玉村町出身のUターン移住を希望する子育て世帯に対し、補助金等の支援制度を創設する考えはないかについてのご質問についてお答えします。現在、移住者に対する補助制度は、移住支援金制度として移住支援金事業を実施しております。支給対象となるには様々な要件がありますが、その中で過去に玉村町に5年以上居住したことがある転入者であることといった要件がありますので、Uターン移住を希望する子育て世帯については、この制度をご活用いただければと考えており

ます。移住支援金制度は、東京圏の一極集中を解消する目的でありますので、移住前の要件が東京圏であることが要件とはなりますが、18歳未満の子供を帯同して転入すると、子供1人につき30万円の加算がつきますので、この制度が活用されるよう、今後も周知に努めていきたいと考えています。

最後に、6点目の移住コンシェルジュや空き家仲介役のような人材の配置についてのご質問ですが、玉村町では、昨年10月1日から移住定住促進の分野で地域おこし協力隊の水島隊員が、積極的に活動していただいているのはご案内のとおりですが、この委嘱により、移住コンシェルジュの役割を担っていただいているものと考えています。水島隊員には、東京での移住相談会をはじめ、日頃から移住検討者の相談に親切、丁寧に対応していただいております。転入前から転入後まで継続して関わっていくことで、転入者は地域になじみやすく、そのことで、また新たな移住者につながっていくメリットがあると考えております。空き家バンクの登録がこれまで以上に進んでくれば、都市建設課との連携を深めていく中で、移住コンシェルジュとして地域おこし協力隊の活動の幅も広がってくるものと考えております。

次に、通学路の旗振りについてのご質問にお答えします。まず、1点目の交通指導員の状況についてお答えしますが、玉村町交通指導隊は、各小学校区5人ずつの25人が定員となっておりますが、現在担い手不足により2名の欠員が出ており、23人の方を交通指導員として委嘱しております。通学児童の安全確保のためにも、各区に働きかけ、定数を充足させたいと考えているところです。それぞれの交通指導員は、交通安全上、特に重要な交差点や横断歩道に配置され、安全な登校環境の確保に尽力いただいております。町からの街頭指導の依頼回数は、令和7年度においては、全体で年間136回に及んでおります。街頭指導を行う場所1か所当たりでは、年50回程度です。

次に、2点目の見守りボランティアの方への依頼や募集についてですが、これまでの経緯は不明で、町や教育委員会、学校が依頼や募集を行っているわけではなく、各地域の方々同士で声をかけ合ったり、区や自治会などが中心となって参加を促したりと、様々な方法で多くの方々にご参加いただいているところです。町や学校では、見守りボランティアの方々が着用する蛍光色の帽子や反射ベストを配布することで支援しています。各学校においても、連絡先を把握している見守りボランティアへは、予定表や緊急の下校時間の変更などを情報提供し、児童の下校時刻に合わせて活動いただけるよう連携しております。

次に、3点目の登校時の旗振りの件についてお答えします。少子化が進んでいることで、旗振り当番回数が増えていること、共働きが普通になり、朝の旗振りに従事する時間の確保が難しいことなどから、保護者にとって旗振りの負担が大きくなっていることは承知しております。各地域において、通学路の変更や旗振り当番を工夫することなどで、保護者の負担軽減を図りつつ、児童を守る活動を継続していただいていることに、改めて感謝申し上げます。

そこで、議員ご指摘の地域全体で見守っていく体制を整えることが可能かどうかについては、各学校及び地域が連携しながら検討していくことが必要と考えます。ただし、以前は玉村町にも複数の防

犯団体が組織されていましたが、現在では多くの団体が休止や解散となっています。これは活動する方々の高齢化も理由に挙げられますが、当番制による義務感や責任感などを負担に感じていることが、継続して活動していくための妨げになっていることが大きな要因と考えられます。

町としましては、これらの教訓を生かして、ながら見守り活動を勧めています。これは防犯団体の一員として、当番の日に活動するのではなく、日常生活の中で散歩をしながら児童を見守る、畑仕事をしながら道行く人に挨拶をするといった形で、活動する人の負担感を軽減し、継続的に活動していただくことを目指すものです。それぞれの地域には、子供たちを守りたいと考えていらっしゃる方も多く、地域全体で見守っていくことは大切なことだと思います。そのためにも、地域の方々が負担を感じないような活動をしていただくことが必要だと考えます。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） では、第2質問は自席より質問させていただきます。

まず1番、移住定住促進の取組について。昨年12月に地域おこし協力隊の方が、着任早々ホームページを開設してくださり、様々なイベントを企画、実施して精力的に発信してくださっています。その姿勢には力強さを感じており、町としても今後さらに応援していく必要があると感じています。それを踏まえまして、質問に入らせていただきます。

まず、1つ目のホームページ開設から現在まで、累計で1,100人規模のユーザー流入、訪問回数1,600回とのことで、問合せ件数や相談件数は50件とのことなのですが、この件数について、担当課のほうではどのような評価をしているのでしょうか。また、今後について、移住希望者にとって使いやすいホームページにするために、どのような改善策や方針をお持ちでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

移住定住のホームページにつきましては、開設から約6か月が経過しまして、移住定住に関する情報を一元的に発信する窓口として、一定の役割を果たしているものと考えております。町長の答弁にもありましたけれども、閲覧状況や問合せ件数等を踏まえますと、一定の周知効果が見られておりますので、また今後さらにより多くの移住希望者に本町の魅力や支援制度を知っていただけるように、さらなる内容の充実と情報発信の強化に努めていきたいと考えております。

こういったホームページ等も開設したことによってどれだけの移住者がということで、転入、転出、玉村町はととても多くて、その中で移住してきたかどうかというのはなかなか把握できないのですが、移住支援金事業とか、移住のための補助制度もございます。そういった中では、例えば令和7年度で言いますと、4件の申請があつて、合計で子供も含めて14人の転入、移住があつたということでございます。その前の年も同じくらいの方の利用があつたと記憶しております。

それから、このホームページについて、今後どのような工夫でというような話なのですが、ホームページを移住検討者の方の目に留まるようにするには、どのような工夫が、と常日頃考えているところなのですが、単に情報を載せるだけでは見てもらえないことが多いと思いますので、移住検討者に見つけてもらって、また興味を持ってもらうには、玉村町の存在をもっと知ってもらう、町の知名度向上を図ることが重要な取組だと思っております。そのためには、ホームページの検索のされやすさ、分かりやすさ、比較のしやすさですとか、問合せのしやすさなどを強化していくことが必要だと考えております。

ホームページで、検索で上位に出ると、自然にアクセス数が増えていきますので、例えば空き家バンクでいえば、ページのタイトルに移住とか、古民家ですとか、田舎暮らし、車を持てる生活などの移住を検討する方が検索で入れるような検索語句を多く使ってみたり、各物件の紹介ページに地域の名前や特徴を入れることが効果的ではないかと思います。例えば田舎暮らしの平屋住宅ですとか、山が一望できる移住向け住宅、公園が近い古民家とか、ペットと一緒に住む家、畑つきの住宅、野菜が育てられる庭付住宅、あるいは車を持った生活をするために、ガレージ付住宅ですとか、そういった語句を入れて紹介していくことで、目に留まりやすくなるのかなと思います。

また、物件一覧だけではなく、移住サイトのページにありますとおり、地域の紹介のことですとか、移住支援の情報なども入れていく。例えば子育て支援環境ですとか仕事のこと、交通、買物、医療、介護など、移住者が知りたいような情報を見やすく整理するなどの工夫も必要だと思っております。加えて、他の地域と比較したときの優位性を表現するような形で、実際の移住者の声を掲載するようなことも必要だと考えております。どんな理由で移住したか、住んでみてよかった点、あるいは苦労した点と、その苦労の乗り越え方ですとか、仕事や子育て環境の実態など、移住検討者にとって非常に信頼性や興味が高くなる、そういうようなことを掲載すればいいのかなと思っております。

やり方はいろいろあるのですが、今話したようなことでホームページが充実していければ、移住検討者にとって目に留まりやすく、響くのかなと思います。口で言うのは簡単なのですが、どこまでできるのか、今後地域おこし協力隊の水島隊員と相談しながら、また担当職員とも一緒に工夫を凝らして考えていければと思っております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5 番井上景子議員。

〔5 番 井上景子君発言〕

◇5 番（井上景子君） ありがとうございます。

ホームページで検索されやすくなるように、また見やすくなるように様々な工夫をされているというのは、ホームページを拝見させていただくと、本当にいつも感心するのですが、それでもあえて言わせていただきます。

2 つ目の質問なのですが、移住希望者にとって、住まい探しがとても重要なポイントかと思

います。先日別の地域の方に、「玉村の不動産情報が見つからないんだよね」という声をいただいたのですが、今皆さん、住まい探しもネット検索の時代で、それで情報を探そうと思えば、検索の仕方によっては実はあふれるほどにどんどん出てくるのです。玉村町の不動産でどんどん出てくるのです。ただ、その中で自分の力で信頼できる情報というのを選ぶというのが、母数が大きくなればなるほど難しくなっていくし、神経をすり減らすことになります。

そこで、玉村町には、地域に根ざした親切で信頼できる不動産屋さんが複数あるかと思います。先ほどもおっしゃっていたのですが、移住と連携してくださっている不動産屋さんもちろんあると思うのですが、ホームページにもバナー登録をされている事業者さんもいるということです。移住定住のほうだけに特化したようなことは難しいようなお話が先ほどあったかと思うのですが、しかしながら移住を検討している方は、玉村町を考えたとき、次に住まいを探すと思うのです。そのときに、町で実績のある事業者さんが、町の公認の移住定住ホームページから出てくるとなれば、そこで安心して物件探しを進められるのではないかと考えます。

そこでお伺いします。移住定住ホームページ内の住まいの欄に、地元の民間不動産業者の情報を掲載するご予定はないのでしょうか。また、民間不動産業者との連携強化については、どのようにお考えでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

まず、民間不動産情報の掲載ということですが、移住定住の、水島隊員がつくったホームページ上には掲載はしておりますので、ご確認いただけているのかなと思います。また、町内の不動産事業者の情報については、町のページで掲載するというのは、町長の答弁にもありましたように、有料でバナー広告を掲載している企業様もございますので、なかなか公平性の観点からも難しいところもあるのですが、町のホームページにリンクを貼っている地域おこし協力隊の移住定住支援サイト、移住定住のホームページで掲載するのは、できないことではないと思いますので、こちらも各事業者の皆さんに了解を取った上で掲載をできればと考えますので、またその辺、地域の事業者さんと連絡を取り合って相談していければと思います。

また、民間事業者との連携強化ということなのですが、住まい探しは井上議員のおっしゃるとおり、移住検討者にとって非常に重要な要素となりますので、その必要性は十分認識しているところであります。

一方で、情報の正確性や更新管理、個人情報や取引上の配慮など、整理すべき課題もあることから、民間事業者の皆様のご意向も伺いながら、実現可能な連携の在り方について、検討や配慮も必要だと思っておりますので、また考えていければと思います。

そうした中で、自治体のホームページで、移住定住ですとか空き家対策として民間の不動産情報を

掲載して、自治体が窓口となって、実際の仲介は地域の不動産事業者、あるいは宅建業者さんにつながり、橋渡しをするという手法、これが一般的に空き家バンクと呼ばれる仕組みとして多くの自治体で運用されているということです。ただし、自治体が直接不動産のあっせん、仲介を行うというのは、宅地建物取引業法ですか、いわゆる宅建法上できませんので、自治体でできることは、空き家情報の収集あるいはホームページでの公開、移住希望者への相談対応、物件所有者と利用希望者のマッチング支援にとどまるということで、不動産事業者あるいは宅建業者が、実際の物件調査ですとか価格調査、契約手続、重要事項等の説明などの仲介業務を行うというのが、一般的な流れなのかなと思います。

自治体は、不動産事業者等などと連携することで、自治体が空き家バンクなどの情報のプラットフォームを提供して、実際の取引は地域の不動産会社や宅建業者さんなどと連携して行うことで、法的なリスクを回避しつつ、専門的なサポートを提供することが可能になるのかなと思います。1点注意したいのが、空き家情報は流動的でありますので、成約済みの物件がいつまでも掲載されていると信頼性を損なうため、定期的な更新や、不動産事業者との連携による情報のリアルタイムな更新体制が重要なかなと思います。

いずれにいたしましても、移住希望者にとって、自治体のホームページに掲載のある物件には信頼感ですとか、あるいは安心感を持つことができると思いますし、住まいの選択肢が増えることで、移住希望者のハードルが下がるといいますので、地域の不動産事業者等の皆さんと連携を深めながら、選ばれる地域となるように、今後もホームページやSNSで情報発信、受入れ体制、支援体制の充実に努めていければと考えております。

すみません。長くなりましたが、以上です。

◇議長（新井賢次君） 5 番井上景子議員。

〔5 番 井上景子君発言〕

◇5 番（井上景子君） 前向きな答弁ありがとうございます。

ぜひ地元の事業者さんも巻き込んで、確かに自治体として民間の情報を発信するというのは、とても細かい制限であったりとか、担当の方は物すごくご苦労されるかと思うのですが、しかしながらそこから入ってくる人というのは、かけがえのない財産です。財産と言うとちょっと語弊がありますが、貴重な移住希望者さんですので、ぜひ民間の事業者さんも巻き込んだ移住定住政策にしてほしいと思います。

先ほどちょっと出てきたのですが、空き家について、3つ目の質問に移させていただきます。玉村町の移住促進策について、空き家や空き地の利活用は絶対条件だと考えます。先日、5月30日の上毛新聞で「県人口が186万人に」という見出しが出ており、人口が増えた自治体は吉岡町のみという結果でした。吉岡町は線引きがされていないから、それが功を奏していると話す方もいます。玉村町は都市計画法に基づき、市街化区域と市街化調整区域の線引きがされています。その線引きが

あるから、人が増えないとの声も耳にします。確かにそのとおりだと思います。ただ、別の視点にしてみませんか。私は、むしろこの線引きこそが玉村町の強みだと考えます。この線引きがあることによって、玉村町の象徴である麦秋の郷は守られ、無秩序な開発を防ぐことができます。これは、玉村町の魅力を維持する上で非常に重要な要素です。

さらに、群馬県は、現在移住したい都道府県全国第1位となっており、5月28日の上毛新聞の大東建託調査の街の住みこちランキングでは、1位、吉岡町、2位、高崎市、3位、前橋市、そこに続き玉村町は4位だったのです。5位の伊勢崎市を上回る評価を得ていることから、玉村町の住環境は高く評価されていると言えます。私は、今後、玉村町の人気はさらに高まると考えています。そのとき、限られた土地をどのように子育て世帯へ提供していくかが重要になります。そのためにも空き家、空き地の利活用は不可欠です。

現在、移住定住ホームページの空き家をクリックすると、玉村町のホームページの空き家バンクへの登録方法のページに遷移します。これは、空き家所有者にとっては有益な情報です。しかし、移住希望者を求めているのは、物件情報そのものです。移住を検討する方にとっては、どんな家があり、どんな暮らしができるのかが最も知りたいポイントです。空き家の見える化を進めることが、移住促進において非常に効果的だと考えています。

そこで伺います。移住定住ホームページにおいて、移住希望者向けの空き家物件情報の発信を強化するお考えはありませんでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えします。

空き家バンクの情報につきましては、移住定住のホームページや町のホームページでも、情報掲載がしてあるのはご案内のとおりです。また、今後も移住希望者の目に留まるよう、工夫に努めていきたいと考えております。

また、住まい探しのための不動産情報、空き家というか、実際の中古物件ですとか、そういった情報については、移住定住支援サイト、地域おこし協力隊のページでは、大手サイトのアットホームのホームページをリンクしております。これについては、地域、町内の不動産事業者の持っている中古物件ですとか、そういった情報については、大手のサイトにも掲載が集まっております。基本的には、地域の物件情報は大手のサイトに掲載されております。今、なぜアットホームかといいますのは、いろんな不動産サイト、アットホームですとかスーモ、ホームズですとか、いろいろ大手があるのですけれども、検索数を見ると、やはりアットホームが一番物件が多く情報があるということなので、その情報に特化してリンクを貼っております。またほかの大手のスーモですとかホームズですとか、そういった情報についても、今後相談しながら掲載してみてもいいのかなとは、今のお話を聞きながら思いましたので、窓口は広く取ればという観点から、そういったことも検討していければと思います。

ます。

◇議長（新井賢次君） 5 番井上景子議員。

〔5 番 井上景子君発言〕

◇5 番（井上景子君） ちなみになのですけれども、空き家バンクに登録されている物件は、現在何件あるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、昨年度 4 件登録がございまして、そのうち民間取引により売買が 3 件成立しましたので、今現在登録されている物件は 1 件となります。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5 番井上景子議員。

〔5 番 井上景子君発言〕

◇5 番（井上景子君） 昨年度登録が 4 件、うち 3 件は売却済み、それで 1 件は残っているということなのですけれども、登録件数なののですけれども、これを増やすための努力は何かされているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、令和元年度からこの制度が始まったのですけれども、その後令和 2 年度に 1 件登録がございまして、その後はずっとゼロ件のままでございました。バンクの登録件数を増やすということで、町では令和 7 年度から奨励金制度ということで、空き家バンクに登録された方に 2 万円の奨励金を出すという制度をつくりまして、その結果令和 7 年度に 4 件の登録がありました。また、今年度につきましては、空き家支援策をまとめた町の支援策のチラシを、税務課が 5 月に送付しました納税通知書の中に同封いたしまして、町内に限らず、町外の方、玉村町に建物、また土地を持っている方につきましては、全てに発送したところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5 番井上景子議員。

〔5 番 井上景子君発言〕

◇5 番（井上景子君） 空き家バンクの登録を推進するために、チラシを今年度は納税通知書のほうに同封したとのことなのですけれども、そちらのチラシは、どのようにデザインされたのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） 担当で、いろんな情報をどういうふうに掲載すれば、皆さんの目に留まるかということを考えながら、チラシは職員が作成をいたしました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） 先日、そのチラシを見させていただいたのですけれども、確かにとても細かく丁寧に記載がされているのですけれども、もっとまずは空き家バンクに登録していただくことに重点を置いて、空き家バンクに登録されるような、登録したくなるようなデザインを工夫するような予定はございませんでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

空き家の解決方法としましては、それを利活用していただいたりとか、あとは除却していただいて更地にして土地として売っていただくとか、そういったいろんな種類の方法がございます。空き家バンクだけの紹介をしてしまうと、ただそのバンクに登録をしていただいて、売りたい、貸したいだけで終わってしまいますので、やはり町としましては利活用ということで、売りたい、貸したい方もいらっしゃると思いますが、そのほかにそれについてリフォームができる支援策がないのかとか、あとは売りたい、貸したいではなくて、更地として売りたいというような方もいらっしゃると思いますので、なるべく幅広くいろんな方に対応できるような支援策を載せたいということで、今現在は空き家バンクも載せていますし、空き家リフォーム補助金、また片づけ補助金、除却の補助金、そのほかブロック塀の解体補助金とか、それについて掲載をさせていただいておるという状況でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。

いろいろと試行錯誤して、空き家バンクへの登録を促していただいているようで、これからも願います。

では、続きまして4つ目の質問に移ります。町営住宅について、町長の答弁では、現在空き室となった町営住宅を移住定住の受皿として利活用するお考えはないとのことですが、今後、公営住宅長寿寿命化計画を検討する中で、移住促進に向けた利活用を視野に入れた計画の見直しを検討するお考えはありませんでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたように、まず町営住宅は公営住宅法に基づきまして、国の補助を受けて整備しまして、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸するといった大前提がございます。その一方で、目的外使用というものもございまして、本来の入居者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障を及ぼさない場合は、目的外使用ができるということもございます。

ただ、移住定住等に関しまして、町営住宅を貸すというのは、町営住宅の入居状況を見ますと、入居可能な町営住宅というのは、今現在町内全部で10戸ございます。それを貸してしまうと、本当に困っている人、入りたい人というのが入れなくなってしまうときがございますので、それについては今のところ考えてございません。今後、長寿命化計画を改定する際にも、今現在の町営住宅は、建築から年数がたっていて老朽化も進んでいるような状況ですので、今後の管理とか、その辺も考えていく必要がございます。移住定住の促進のために、今ある町営住宅を大規模な修繕を行って、それに対応できるようなものにするというよりは、町営住宅のそもそもの在り方を考えて、統合とかそういったものを考えていって、移住定住については、また町営住宅とは違った観点で考えていったほうがいいのではないかと、今現在は考えているところでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。

老朽化が進んでいて、それを管理するにもお金がかかるということで、町長にお伺いします。国土交通省の公営住宅の地域対応活用についての中の概要に、各地方公共団体が地域の実情を勘案し、中略、UJIターンにより地域に移住しようとする者に対して、公営住宅ストックを弾力的に活用できるよう措置するというものがありました。この事例としては、福島県鮫川村では、地域おこし協力隊員用住戸として、福島県白河市においては、体験滞在用住宅として、兵庫県では、移住定住に向けたお試し移住用住戸として、鹿児島県肝付町においては、山村留学生家族用住戸としてといったように、様々な地域が創意工夫をして公営住宅を利用した地域おこしを行っています。また、茨城県境町の定住促進住宅アイレットハウスの中には、一戸建ての賃貸契約で、25年住み続けたら家と土地をもらえる制度もあります。

ぜひ玉村町も町営住宅の長寿命化計画の改定の際には、より町の未来につながるような計画をつくっていただきたいと考えます。このような地域の取組について、町長はどうお考えですか。

◇議長（新井賢次君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今本当に人口減少というところで、前例のない状況があるわけです。そのとき、これまで過去の歩んできた道だけで、その点検は大事なわけけれども、それと同じことだけやっ

ていていいのかというその分岐点にあると思って、今井上議員が話したところは、そういった観点からの一つのチャレンジではないかと思っています。

今おっしゃった大東建託での住み心地のよさというところで、玉村町が8位から4位になってきたという、そのところが玉村町に住んでよかったという人もいれば、いろんな情報の中で住み心地がよさそうだという、そういったところを見ている人もいます。その中で、要するに今宿泊施設もないこの町にとって、どのようなところで町に滞在するということでの魅力を、どういう形で味わってもらえるかというのは非常に大事なことだと思っています。いわゆる線引きの中での要するに虫食い状況、乱開発がないような形で、調整の取れた町にしようということで都市計画の線引きがなっているわけです。しかし、その中においても大規模既存指定集落とか、そういった中で、この地域と10年以上関係性のある人には分家住宅ができると、そういうような形にもなっています。

そして、また空き家のことを考えると、建物があるとイメージが湧かないみたいです。やはり更地にしてしまう。更地にすると、ここにこれだけの面積の土地があって、こういった宅地がつかれるのではないかというイメージが湧くという意味においても、特に今町営住宅で空いているところがありますので、その辺は一つの大きな宅地供給の資源だと思っていますので、そういうところも踏まえて、それから移住するとき玉村町で何日かステイしてもらって、玉村町を遊んでもらうというか、そういった環境もできつつありますので、そういうものを利用しながら、そしてあと地域の伝統的なお祭りとか楽しいイベント、それで住んでいる人に誇りと楽しみがあるというところが、暮らしやすさの根底、大事な要素だと思っていますので、そういうことを踏まえながら、いろんな新たな試みをしていくということが、これからの移住定住、玉村町に関心を持っていただく一つの方法だと思っています。

◇議長（新井賢次君） 5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） ありがとうございます。

それを踏まえまして、続きまして5番目の質問に移りたいと思います。支援金について、現在の移住支援制度は、東京圏からの移住に限定されたものとなっています。それで賄うというお話だったのですけれども、玉村町の子供たちの進路を見ますと、高校進学の間で多くが町外へ進学し、大学や専門学校進学では、県外に進むケースが非常に多いことがデータから明らかです。進学先は東京圏に限らず、全国様々な地域へと羽ばたいていきます。

その一方で、結婚や出産を機に、子育てや教育は玉村町でと考えると、Uターンを希望する若い世代も少なくありません。玉村町で育った人たちが再び玉村町を選び、子育てをしたいと思える環境を整えることは、町の将来にとって大変重要だと考えます。だからこそ、東京圏からの移住者だけでなく、玉村町出身者がUターンしやすくなるような町独自の支援制度の検討はお考えではないのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

Ｕターン移住を希望する子育て世帯の補助金などの制度の創設ということなのですけれども、次世代を担う子育て世帯あるいは若い世代の定着、そういったことは本町の持続可能な発展にとって優先課題の一つとして、地域の活力維持につながる重要な施策であると認識しているところです。

子育て世代となれば、当然仕事を持つの移住が前提になろうかと思いますので、就職要件とかいろいろあるのですけれども、現在の玉村町の支援制度では、町長の答弁にもありましたけれども、移住支援金事業の対象になることが想定されると考えております。こちらは国の制度となるのですけれども、町でいろいろな条件が決められる部分もございまして、その対象となるには、一応町の独自の設定としてＵターン移住でも対象となるように、過去５年以上玉村町に居住していたことがあるなどの町独自の要件も設定して、広く活用ができるような要件にしております。

しかしながら、移住者に、そういったように他に補助金を配るというよりは、ソフト事業として学校給食費の無償化ですとか、第２子保育料及び副食費の無償化など、町は今現在やっているわけなのですけれども、そういった広く町民も恩恵が受けられるような子育て支援施策を充実することで、移住検討者にとっても目に留まるような魅力ある政策、施策づくりを考えていくのがいいのかなと考えているところです。

先日も新聞報道等でみどり市の転入超過の記事の掲載がありました。学校給食費の無償化に加え、保育料までも、第１子の子供にも完全無償化ということでありました。物価高騰のこの時代には、やはり子育て世代には響くのかなと思ったところではございます。ただし、新たに何かを始めるには、新たな財源も必要となりますので、簡単にやりますよというわけにもいきません。そのためには、町が現在行っている企業誘致による税収増など、実りある財源確保も併せて考えていかなければなりません。物価高騰の厳しい時代の中では、当然全体のバランス、収支の均衡も考えていかなければなりませんので、他自治体の先進事例も参考にしながら、新たな施策とか政策の立案には、そのための財源確保と併せまして、翌年度以降の負担も踏まえた上で、総合的に判断していかなければならないというようなことも留意していかなければならないと思っております。

そういったこともありますので、ご質問の町独自の支援金制度の創設というのはなかなか難しいところではありますけれども、移住支援金の関係で、町独自の支援策としての意味合いも含めた要件が入れられることもありますので、そういった国や県の補助制度も活用しながら、政策づくりに努めていければと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ５番井上景子議員。

〔５番 井上景子君発言〕

◇５番（井上景子君） 続きまして、６つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

現在、移住コンシェルジュの役割は、地域おこし協力隊の方が担っているとの答弁だったのですけ

れども、先日の５月９日の上毛新聞で鬼石町の記事、「空き家仲介役好調」という記事が掲載されていました。藤岡市鬼石総合支所の取組で、空き家所有者と入居希望者をつなぐ事業、おにしん家が軌道に乗っているとの内容です。鬼石地区では、今月３月時点で空き家登録物件が３０件に到達し、うち８件で所有者と入居希望者のマッチングに成功したとのこと。移住者の住宅や事務所として活用されるとのこと。市では、所有者に適正管理を促すために、見積りまで支援する空き家管理代行サービスを新設したそうです。空き家解体補助制度も倉庫や店舗などに広げ、住民の生活環境改善につなげるそうです。これは一例にすぎませんが、玉村町においても空き家仲介役のような役割の人材を配置するようなお考えはないでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） 移住コンシェルジュや空き家仲介人のような人材の配置ということなのですが、移住希望者の不安を解消して地域との橋渡しを行う、そういった人材の存在というのが、移住定住の成否を分ける重要な鍵の一つなのかなとも考えるところであります。相談対応の質を高めて空き家情報の掘り起こしからマッチングまでを円滑に進めるためにも、専門的な知識を持つ人材の確保ですとか育成、地域と連携した相談体制の構築が必要だと思っております。そういった意味では、コンシェルジュとは銘を打ってはおりませんが、現在移住定住分野で精力的に活躍していただいている地域おこし協力隊の水島隊員を委嘱していますので、コンシェルジュの役割を担っていただいていると考えております。

先ほどの藤岡市でしたか、その例によれば、いろいろと組織化してそういったことをやっているということなので、今現在、水島隊員１人が担当職員と共に頑張っているわけですが、そういったところで日常業務として、移住希望者からの相談があれば、親切、丁寧に対応しておりますし、町の中の案内の希望があれば、当然随行して移住希望以外の場所についても、玉村町の各スポットへの案内、紹介も積極的にさせていただいております。そういったところで空き家バンクに登録があれば、そういった紹介も優先させていただきたいと考えておりますし、宿泊施設のない玉村町で移住体験施設等も整備していただいておりますので、またこれからそういった移住体験ツアーに向けた企画も準備しているところで、まさに移住コンシェルジュとしての役割を担っていただいているところだと思っております。

また、都市建設課でも、空き家バンクの利用促進のため、各種補助制度を創設していただいているところでもありますけれども、町のホームページ、先ほど都市建設課長の答弁にもありましたけれども、各種施策が功を奏しまして、登録がだんだんと増えてきているところでもあります。現状登録があっても、地域性もあるのだと思いますけれども、早期に売買が成立しているのが現状であります。これからもっともっと登録が増えていけば、水島隊員の移住定住促進に向けた活動の幅が広がってくるかと思えます。町としても決して手をこまねているわけではなく、まいた種が実り始めているという

こともご理解いただければと思います。

今後も移住を希望されている方々が安心してこの玉村町を選びまして、移住定住していただけるように、さらに取組を充実していければと思っております。よろしくお願いいたします。

◇

○散 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会といたします。

なお、明日３日は、午前９時までに議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後０時３０分散会